

多言語電話等通訳サービス業務仕様書

本仕様書は、公益財団法人徳島県国際交流協会が、とくしま国際戦略センター（徳島県徳島市寺島本町西1丁目6番地 徳島駅クレメントプラザ6階）において、外国人住民に対する総合的な相談業務を円滑に実施するため必要となる「多言語電話等通訳サービス業務」について、その仕様及び受注者の業務内容等について定めるものである。

1. 件名 多言語電話等通訳サービス業務
2. 目的 外国人住民に対する総合的な相談業務を円滑に実施するため、電話による多言語の4地点4者間通訳、3地点3者間通訳、2地点3者間通訳及び2地点3者間映像通訳を実施するもの
3. 委託期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
4. 履行場所 とくしま国際戦略センター（徳島県徳島市寺島本町西1丁目6番地 徳島駅クレメントプラザ6階）及び出先場所
5. 業務内容

(1)多言語通訳

① 4地点4者間通訳

4. の履行場所に外国人住民が電話をかけてきた場合の相談に応じるため、外国人住民の電話機、発注者が用意する電話機、行政機関等及び受注者が用意する通訳コールセンターの4地点を相互に結び、音声により、外国人住民及び本協会窓口職員、通訳オペレータ、行政機関等による4地点4者間通訳を行う。

② 3地点3者間通訳

4. の履行場所に外国人住民が電話をかけてきた場合の相談に応じるため、外国人住民の電話機、発注者が用意する電話機及び受注者が用意する通訳コールセンターの3地点を相互に結び、音声により、外国人住民及び本協会窓口職員、通訳オペレータによる3地点3者間通訳を行う。

③ 2地点3者間通訳

4. の履行場所に外国人住民が来所した場合の相談に応じるため、発注者が用意する電話機と受注者が用意する通訳コールセンターを相互に結び、音声により、外国人住民・本協会窓口職員と通訳オペレータによる2地点3者間通訳を行う。

④ 2地点3者間映像通訳

4. の履行場所に外国人住民が来所した場合において、外国人住民の相談に応じるため、発注者が用意するタブレット端末と受注者が用意する通訳コールセンターを相互に結び、映像及び音声により、外国人住民・本協会窓口職員と通訳オペレータによる2地点3者間通訳を行う。

(2)導入時支援、マニュアル、保守及び業務実績報告

- ・多言語電話等通訳を円滑に実施するため、必要に応じて、協会窓口職員への導入時支援を行うこと。
- ・電話等通訳に係る機器の操作方法、サービス利用方法を説明したマニュアルを5部納品すること。
- ・電話等通訳が円滑に実施されるよう必要に応じて適切な保守等を行うこと。
- ・電話等通訳の都度、実施した日時・時間数・対応言語、通訳内容等を記載した業務実績報告を、毎月末に提出すること。

6. 使用機器及び台数

(1)電話通訳

電話回線3回線を使用するものとする。(一度に3名まで同時にサービスを利用できるようにする)。電話機は、協会の用意する固定回線1回線及びスマートフォン端末2台(2回線)を予定している。使用する回線は、利用設定時に発注者が受託者に指定する。

(2)映像通訳

協会の用意するタブレット端末4台を使用するものとし、必要なアプリケーション等をダウンロードし、サービスを利用する。

- ※スマートフォン端末及びタブレット端末について、指定または望ましい端末、回線、その他の環境等があれば、企画提案書に記載すること。

7. 通訳コールセンターサービス仕様

(1)対応言語

① 電話通訳

必須言語(6言語)：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語

提案言語(6言語以上)：提案により6言語以上を選定
計12言語以上に対応すること。

② 映像通訳

対応言語(5言語以上)：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語
の5言語以上に対応すること。

(2)対応時間

12月29日～1月3日を除いて、午前10時から午後6時まで対応すること。

(3)応答率・通訳達成率

ともに、90パーセント以上を確保すること。

予測を上回る入電等により応答率又は通訳達成率が90パーセントを下回った場合又は最初の呼び出しから5分以上応答されないことがあった場合には、対策を検討・提案し、発注者の承諾を得て改善すること。

(4)通訳オペレーター

- ① 外国語対応に優れ、行政の業務についても円滑に説明できる日本語能力を有する者を配置すること。
- ② 通訳業務に不相当と認められる者は、速やかに交替させること。
- ③ 通訳オペレーターに対し、本業務開始前に次のとおりの研修を行うこと。
 - ア 個人情報保護に関する研修
 - イ 守秘義務に関する研修
 - ウ 業務に必要なマナー及びスキル向上に係る研修

(5)セキュリティの確保及び個人情報の保護

コールセンター（在宅の場合を含む）の運営については、通話内容等が第三者に漏洩することのないよう、十分な秘密保持対策を講じるとともに、個人情報保護に万全を期すこと。

8.その他

- (1)本契約に際して、受注者は、前各項に定めるもののほか以下の条件を満たさなければならない。
 - ① プライバシーマークを取得していること。
 - ② 多言語電話通訳サービス業務（6か国語以上・3者間通訳を含む）の受注実績が直近3年以上連続してあること。
- (2)受注者及び通訳コールセンター、通訳オペレーターは、受託業務の履行に当たり、相談内容や個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (3)臨時の必要性から、7.(2)対応時間以外の時間に、本サービスを利用する必要性が生じた場合には、発注者・受注者両者で協議し合意したときは本サービスを利用することができる。
- (4)この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。